

伏見区選挙管理委員会告示第3号

昭和27年9月1日伏見区選挙管理委員会告示第7号（公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区）の一部を次のとおり改正します。

令和2年6月15日

伏見区選挙管理委員会

委員長 谷 口 弘 昌

第18投票区の項中「10番地の167」の右に「, 12番地の2～12番地の7, 12番地の14～12番地の23, 12番地の26～12番地の103, 12番地の120～12番地の133」を加える。

(伏見区選挙管理委員会事務局)